

デイサービスセンター フレンズハウス運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社フレンズハウスが開設するデイサービスセンター フレンズハウス（以下「事業所」という。）が行う指定地域密着型通所介護、予防専門型通所サービスの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員及び介護職員（以下「生活相談員等」という。）が、要介護状態もしくは要支援状態にある高齢者又は事業対象者（以下「居宅要介護被保険者等」という。）に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の生活相談員等は、居宅要介護被保険者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

- 2 予防専門型通所サービスの提供にあっては、事業所の生活相談員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、いきいき支援センター、居宅介護支援事業者もしくは介護予防支援事業者等、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ①名称 デイサービスセンター フレンズハウス
- ②所在地 名古屋市港区七番町五丁目12番地

(職員の職種、員数および職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする

- ①管理者 1名
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ②従業者
生活相談員 1. 4以上（常勤換算）
介護従事者 2以上（常勤換算）
機能訓練指導員 1名以上
従業者は、事業の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ①営業日 月曜日から日曜日とする。ただし12月31日から1月2日までを除く。

②営業時間 午前9時から午後6時までとする。

③サービス提供時間 午前9時55分から午後5時までとする。

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は次のとおりとする。

①1単位目 10名

(内容及び利用料等)

第7条 事業の内容は次のとおりとし、その利用料の額は、介護報酬告示上の額もしくは名古屋市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱別紙に記載された額とし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額とする。

①食事の提供

②入浴 (一般浴、リフト浴)

③日常生活動作の機能訓練

④健康チェック

⑤送迎

2 機能訓練指導員による機能訓練サービスを週1日行うものとする。

3 利用者の希望によりサービス提供時間を越えて行ったサービスの費用は、1,000円を徴収する。

4 食費は、1食につき50円を徴収する。

5 利用者の希望により洗濯を利用した場合は、1回につき50円を徴収する。

6 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

7 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文章で説明をした上で、支払いに同意する旨の文章に署名（記号押印）を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 生活相談員等は、事業の提供を行っているときに、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、港区、熱田区、中川区、南区の区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 生活相談員等は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

生活相談員等は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

① 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。

② 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。

③ 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防火計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出訓練を行う。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第12条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するために、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- ①事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- ②事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- ③事業所において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に年1回（以上）実施すること。
- ④前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(その他運営についての留意事項)

第13条 事業所は、生活相談員等の質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後3ヶ月以内
 - ② 繼続研修 年1回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後に相手もこれから秘密を保持するべき旨を従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社フレンズハウスと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年6月1日から施行する。

この規程は、平成29年11月21日から施行する。

この規程は、平成30年9月21日から施行する。

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

この規程は、令和元年12月1日から施行する。

この規程は、令和2年9月21日から施行する。

この規程は、令和3年6月1日から施行する。